

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

令和3年（2021年）11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金を支給するものです。

1 対象者

※いずれかに当てはまる世帯

- | | | |
|---|----------|-----------|
| ① 基準日（令和3年12月10日）時点で、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯 | 【対象世帯数】 | 約50,000世帯 |
| ② ①の世帯のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が減少し、住民税均等割非課税相当の収入となった世帯（家計急変世帯） | 【見込み世帯数】 | 約5,000世帯 |

2 給付額

1世帯あたり 10万円

3 費用

総事業費 5,695,484千円（国 10/10）

4 今後のスケジュール

- ①の対象と思われる世帯には、2月頃から順次「確認書」等を送付予定。
- ②の対象者には、市の生活困窮者自立相談支援窓口や生活保護申請の相談に対応している生活福祉室等を始め、ホームページ、市報すいた等で事業内容を周知し申請を勧奨。